



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次 (\*については県法規集掲載事項)

### ○ 規則

\*114 職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則(人事課)

### ○ 告示

1579 総務事務集中課が発注する労働者派遣契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格

(総務事集中課)

1580 生活保護法による医療機関の指定(福祉保険総務課)

1581 生活保護法による施術機関の指定( " )

1582 貸金業の業務の停止 (商工労働総務課)

1583 " ( " )

1584 " ( " )

1585 " ( " )

\*1586 高等技術専門校の訓練課程等 (雇用推進課)

1587 ふ化業者の登録 (畜産課)

1588 保安林の指定予定の通知 (森林整備課)

1589 保安林の指定 ( " )

1590 特定第1号漁業者の同意成立の届出 (水産振興課)

1591 和歌山県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等

(技術調査課)

1592 和歌山県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 ( " )

1593 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)

1594 道路の位置の指定 (都市政策課)

### ○ 人事委員会告示

12 平成17年度第2回和歌山県育休任期付職員採用試験の実施

### ○ 公告

和歌山県知事及びブリッジ認証局の自己署名証明書のフィンガープリント (情報政策課)

### ○ 監査公表

監査公表第51号

### ○ 諸報

拾得物件広告(和歌山北警察署)

## 規則

### 和歌山県規則第114号

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年12月20日

和歌山県知事 木村良樹

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則  
職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則(昭和42年和歌山県規則第22号)の一部を次のように改正する。

本則第1号から第8号までの規定中「平成17年3月1日」を「平成18年3月1日」に改める。

本則第9号及び第10号中「平成17年1月1日」を「平成18年1月1日」に改める。

### 附則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

## 告示

### 和歌山県告示第1579号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第2項の規定に基づき、和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課において発注する労働者派遣契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格を次のように定める。

平成17年12月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 上記の指名競争入札に参加する者に必要な資格は、平成17年2月1日時点から入札執行時まで引き続き、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第89号)第5条第1項の許可を受けており、かつ、和歌山県内に事業所を有する者とする。

2 上記1に該当する者であっても、次の各号のいずれかに該当する者は入札参加資格を有しない。

(1) 労働者派遣契約について次のアからカまでのいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しな

い者

- ア 契約の履行に当たり、不正をした者
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) 次に掲げる税金のいずれかに未納がある者
- ア 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
  - イ 和歌山県が課する県税全税目
  - ウ 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税(市町村民税)

橋葉 31-17	コジマ調剤薬局	橋本市市脇4丁目7番6号	平成 17.12.1
-------------	---------	--------------	---------------

和歌山県告示第1581号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年12月20日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新柔 9-17	新谷整骨院	新宮市仲之町2-3-2	平成 17.11.1
紀柔 1-17	みなみ整骨院	紀の川市後田143-1	平成 17.11.28

和歌山県告示第1582号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条第1項の規定により、平成17年12月12日から平成18年2月9日までの間の60日間、貸金業の業務(弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。)を停止する(ただし、停止期間中に貸金業務取扱主任者研修修了証書の提出があれば、停止期間を当該提出日までに短縮する。)ことを、平成17年12月9日に命じたので、同法第41条の規定により公告する。

平成17年12月20日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1580号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年12月20日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

番 号	商号又は名称	氏 名	主たる営業所等の所在地	登 録 番 号	登 録 年 月 日
1	日高商事	堀口諦	日高郡みなべ町晩稲344番地	和歌山県知事(5)第01005号	平成16.12.9
2		山田博	和歌山市六十谷438番地	和歌山県知事(3)第01157号	平成15.4.22
3		鈴木義夫	伊都郡高野口町伏原1025番地の7	和歌山県知事(3)第01199号	平成16.3.12
4	東信商事	中井修	和歌山市弘西70番地の1	和歌山県知事(3)第01203号	平成16.3.12
5	フィールド	藤崎昇	和歌山市市小路102番地 第2美恵荘6号	和歌山県知事(1)第01373号	平成15.10.9
6		井田英一	橋本市岸上443番地	和歌山県知事(1)第01375号	平成15.10.16

和歌山県告示第1583号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条第1項の規定により、平成17年12月12日の1日間、貸金業の業務(弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。)を停止する(ただし、停止期間中に貸金業務取扱主任者研修修了証書の提出があれば、停止

期間を当該提出日までに短縮する。)ことを、平成17年12月9日に命じたので、同法第41条の規定により公告する。

平成17年12月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 商号又は名称 丸由商事
- 2 氏名 瀧野由行
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 和歌山市市小路97

番地幸福荘11号  
 4 登録番号 和歌山県知事(5)第00894号  
 5 登録年月日 平成14年12月12日

和歌山県告示第1584号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条第1項の規定により、平成17年12月12日から平成17年12月13日までの間の2日間、貸金業の業務(弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。)を停止する(ただし、停止期間中に貸金業務取扱主任者研修修了証書の提出があれば、停止期間を当該提出日までに短縮する。)ことを、平成17年12月9日に命じたので、同法第41条の規定により公告する。

平成17年12月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 商号又は名称 紀南商事
- 2 氏名 南吉乗
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 和歌山市津秦217番地の13第2山川マンション2B
- 4 登録番号 和歌山県知事(5)第00897号
- 5 登録年月日 平成14年12月13日

和歌山県告示第1585号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条第1項の規定により、平成17年12月12日から平成17年12月20日までの間の9日間、貸金業の業務(弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。)を停止する(ただし、停止期間中に貸金業務取扱主任者研修修了証書の提出があれば、停止期間を当該提出日までに短縮する。)ことを、平成17年12月9日に命じたので、同法第41条の規定により公告する。

平成17年12月20日  
 和歌山県知事 木村良樹

- 1 商号又は名称 山庄商事
- 2 氏名 山本庄司
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 日高郡みなべ町清川3725番地の1
- 4 登録番号 和歌山県知事(3)第01144号
- 5 登録年月日 平成14年12月20日

和歌山県告示第1586号

和歌山県立高等技術専門校規則(平成5年和歌山県規則第26号)第2条第1項の規定により、高等技術専門校の訓練課程、訓練科、訓練期間及び定員を次のように定め、平成18年4月1日から実施する。

なお、平成13年和歌山県告示第857号(高等技術専門校の訓練課程等)は平成18年3月31日限り廃止する。

平成17年12月20日

和歌山県知事 木村良樹

高等技術専門校名	訓練の種類	訓練課程	訓練科目	訓練期間	定員(人)	
					1年	2年
和歌山高等技術専門校	普通職業訓練	普通課程(高卒)	自動車工学科	2年	20	20
			情報技術科	1年	10	
			情報マネジメント科	2年	-	15
			理容科	2年	15	20
			機械電子工学科	2年	15	15
			建築工学科	1年	20	
田辺高等技術専門校	普通職業訓練	普通課程(高卒)	自動車工学科	2年	15	15
			OA経理科	1年	20	
		普通課程(中卒)	塑性工芸科	2年	-	15
新宮高等技術専門校	普通職業訓練	普通課程(高卒)	溶接技術科	1年	15	
		短期課程(中卒)	建築科	1年	20	

和歌山県告示第1587号

養鶏振興法(昭和35年法律第49号)第7条第1項の規定により、次のとおりふ化業者の登録をした。

平成17年12月20日

和歌山県知事 木村良樹

登録番号	登録年月日	ふ化業者の名称及び住所	ふ化場の名称及び住所
第1号	平成17.12.6	株式会社森鷺卵場中部支店和歌山工場有田市下中島87番地	株式会社森鷺卵場中部支店和歌山工場有田市下中島87番地

和歌山県告示第1588号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年12月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市面川字大熊397の1・字杖畚803・字田白1185・1186の1・字重谷1295(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1589号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成17年12月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字天満字後呂地1556

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1590号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第105条の2第3項の規定により、同法第105条第1項第1号ロに規定する規約の設定について特定第1号漁業者の同意成立の届出があり、審査したところ適正であると認められるので、同法第105条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年12月20日

和歌山県知事 木村良樹

漁業災害補償法第104条第1号に掲げる漁業

加入区	区域	区分
あわび太地加入区	和共第43号漁業権漁場区域	あわびをとる漁業

和歌山県告示第1591号

平成18年6月1日から平成20年5月31日までの期間(県外に主たる営業所を有する建設業者(以下「県外建設業者」という。))及び測量、建設コンサルタント等業務業者にあつては平成18年4月1日から平成19年4月30日までの期間)において和歌山県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加しようとする者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期、方法等を、次のように定める。

平成17年12月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 工事種別及び業種区分

(1) 建設工事

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定するもの

(2) 測量、建設コンサルタント等業務

測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務等

2 競争入札参加者の資格に係る基本となるべき事項

(1) 資格

競争入札に参加する者に必要な資格は、次の各号のいずれかに該当する者でないこととする。

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(被補助人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは除く。)又は破産者で復権を得ないもの
- イ 次の(ア)から(オ)までに該当する事実があった後、2年を経過しない者
- (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (イ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (ウ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (エ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (オ) 上記(ア)から(エ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者で、これらの開始が決定されていないもの
- オ 一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書(建設工事)、一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書(測量、建設コンサルタント等業務)又はこれらの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- カ 建設工事を希望する者で、法第3条第1項の規定による許可を受けた営業所を県内に有していないもの(ただし、平成15年度及び平成16年度に指名競争入札参加資格認定を受けたものを除く。)
- キ 建設工事を希望する者で、申請時点で有効な経営事項審査を申請していないもの
- ク 建設工事を希望する者で、審査対象となる総合評定値通知書の審査基準日以前2年間に申請業種に係る完成工事高がないもの
- ケ 測量を希望する者で、測量法(昭和24年法律第188号)第55条の5第1項の規定による登録を受けていないもの
- コ 建築工事の設計、監理を希望する者で、建築士法(昭

和25年法律第202号)第23条の3第1項の規定による登録を受けていないもの

(2) 資格審査

次に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案して資格を認定する。

ア 建設工事

(ア) 客観的事項

法第27条の23の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)

(イ) 和歌山県独自事項

イ 測量、建設コンサルタント等業務

(ア) 申請日の直前の営業年度終了の日(以下「審査基準日」という。)の直前2年の各営業年度の希望する業務区分ごとの年間平均実績高

(イ) 審査基準日における自己資本額

(ウ) 審査基準日における有資格者の数

(エ) 審査基準日までの営業年数

3 競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請時期、方法等

競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請に必要な申請書類の提出時期及び提出場所、申請書類、申請書類の提出方法並びに申請書類の提出部数は、次のとおりとする。ただし、県外建設業者及び測量、建設コンサルタント等業務業者については、郵送による申請受付を行うこととする。

(1) 申請書類の提出時期及び提出場所

ア 県内に主たる営業所を有する建設業者(以下「県内建設業者」という。)については、平成18年1月30日から同年2月17日(和歌山県の休日定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)までの間で主たる営業所を管轄する振興局建設部又は海南工事事務所が定める日時及び場所とする。

イ 県外建設業者及び測量、建設コンサルタント等業務業者については、提出時期は平成18年1月19日から同月27日(休日を除く。)までの間の午前10時から午後4時までの間(正午から午後1時までを除く。)とし、提出場所は、県土整備部県土整備政策局技術調査課が定める場所とする。

(2) 申請書類

ア 建設工事(県内建設業者)

(ア) 一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書(県内建設工事)

(イ) 地方基準点数一覧表

- (ウ) 技術職員一覧表
- (エ) 労働安全衛生法関係資格者一覧表
- (オ) 新卒者職員一覧表
- (カ) その他の営業所の登録書
- (キ) 総合評定値通知書の写し
- (ク) 経営規模等評価申請を行った際の申請書の別紙一及び別紙二の写し
- (ケ) 経営規模等評価申請を行った際の貸借対照表の写し
- (コ) 労働保険料納付証明書
- (サ) 県税の納税証明書(個人県民税及び地方消費税を除く県税すべてに未納のないことを証する書面で、証明日が平成17年12月1日以降のもの)
- (シ) 直近1年の消費税及び地方消費税の納税証明書
- (ス) 上記(ウ)から(エ)の記載する職員について、次のaからcまでのいずれかの書面の写し
  - a 社会保険に加入している場合は、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、又は健康保険厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書
  - b 社会保険に加入していない場合でかつ雇用保険に加入している場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届等
  - c 雇用保険に加入できない場合は、賃金台帳又は源泉徴収簿
- (セ) 労働安全衛生法関係資格者を雇用している者は、資格を有することを証明する書面の写し
- (ソ) 新卒者職員を雇用している者は、卒業を証明する書面の写し、及び雇用を開始した日を記載した(ス)のaからcまでのいずれかの書面の写し
- (チ) 企業年金制度を導入している者は、これを証明する書面の写し
- (ツ) 災害協定を締結している者は、災害協定に同意していることを証明する書面
- (テ) IS09000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- (ト) IS014000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- (ナ) 平成16年1月1日から平成17年12月31日までの間に法第28条の規定に基づく営業停止処分を受けた者は、その処分を受けたことがわかる書面の写し
- (ニ) 平成15年1月2日から平成18年1月1日までの間

- に法第3条第1項の規定に基づく許可を受けている者と合併し、又は法第3条第1項の規定に基づく許可を受けている者から営業譲渡を受けた者は、これらを証明する書面の写し
- (ヌ) 新規に申請する者で、監理技術者を雇用している者は、監理技術者資格者証の写し
- イ 建設工事(県外建設業者)
  - (ア) 一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書(建設工事)
  - (イ) 営業所一覧表
  - (ウ) 法に基づく許可を受けたことを証する書面の写し
  - (エ) 総合評定値通知書の写し
  - (オ) 直近1年の消費税及び地方消費税の納税証明書
  - (カ) IS09000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
  - (キ) IS014000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
  - (ク) 平成15年1月1日から平成16年12月31日までの間に法第28条の規定に基づく営業停止処分を受けた者は、その処分を受けたことがわかる書面の写し
  - (ケ) 委任状(代理人を置く場合)
  - (コ) 一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請入力票(建設工事)
- ウ 測量、建設コンサルタント等業務
  - (ア) 一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書(測量、建設コンサルタント等業務)
  - (イ) 営業所一覧表
  - (ウ) 測量等実績調書
  - (エ) 技術者経歴書
  - (オ) 直近1年の消費税及び地方消費税の納税証明書
  - (カ) 県税の納税証明書(個人県民税及び地方消費税を除く県税すべてに未納がないことを証する書面で、証明日が平成17年12月1日以降のもの。ただし、主たる営業所が県内の者のみ。)
  - (キ) 直近1年の事業年度における財務諸表
  - (ク) 商業登記簿謄本の写し(申請者が法人の場合)
  - (ケ) 営業に関し法律上必要な登録証明書の写し
  - (コ) 現況報告書の副本の写し
  - (サ) IS09000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

(シ) IS014000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

(ス) 委任状(代理人を置く場合)

(セ) 測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請入力票

(3) 申請書類の提出の方法

県内建設業者については、郵送による申請受付は行わないので、必ず持参すること。県外建設業者及び測量、建設コンサルタント等業務業者については、上記提出時期に持参するか、平成18年1月19日から同月25日までの間に和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課あてに申請書類と返信用封筒(返信先住所・氏名を記入し、切手を貼ったもの)を書留郵便で郵送すること(平成18年1月25日までの消印のあるものが有効)。

(4) 申請書類の提出部数

県内建設業者の提出部数は、3部とする。県外建設業者及び測量、建設コンサルタント等業務業者の提出部数は、1部とする。

和歌山県告示第1592号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、平成18年度において、和歌山県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務の契約に係る一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期、方法等を、次のように定める。

平成17年12月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 工事種別及び業種区分

(1) 建設工事

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定するもの

(2) 測量、建設コンサルタント等業務

測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務等

2 一般競争入札参加者の資格に係る基本となるべき事項

(1) 資格

一般競争入札に参加する者に必要な資格は、次の各号のいずれかに該当する者でないこととする。

ア 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(被補助人又は未成年者であって、契約締結のた

めに必要な同意を得ているものは除く。)又は破産者で復権を得ないもの

イ 次の(ア)から(ウ)までに該当する事実があった後、2年を経過しない者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者

(イ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(ウ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(エ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(オ) 上記(ア)から(エ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 経営状況が著しく不健全であると認められる者

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者で、これらの開始が決定されていないもの

オ 一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書(建設工事)、一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書(測量、建設コンサルタント等業務)又はこれらの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

カ 建設工事を希望する者で、法第3条第1項の規定による許可を受けていないもの

キ 建設工事を希望する者で、申請時点で有効な経営事項審査を申請していないもの

ク 測量を希望する者で、測量法(昭和24年法律第188号)第55条の5第1項の規定による登録を受けていないもの

ケ 建築工事の設計、監理を希望する者で、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3第1項の規定による登録を受けていないもの

(2) 資格審査

次に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案して資格を認定する。

ア 建設工事

(ア) 客観的事項

法第27条の23の規定による経営事項審査(以

下「経営事項審査」という。)

(イ) 和歌山県独自事項

イ 測量、建設コンサルタント等業務

(ア) 申請日の直前の営業年度終了の日(以下「審査基準日」という。)の直前2年の各営業年度の希望する業務区分ごとの年間平均実績高

(イ) 審査基準日における自己資本額

(ウ) 審査基準日における有資格者の数

(エ) 審査基準日までの営業年数

3 一般競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請時期、方法等

一般競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請に必要な申請書類の提出時期及び提出場所、申請書類、申請書類の提出方法並びに申請書類の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 申請書類の提出時期及び提出場所

平成18年1月19日から同月27日(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日を除く。)までの間の午前10時から午後4時までの間(正午から午後1時までを除く。)とし、提出場所は、県土整備部県土整備政策局技術調査課が定める場所とする。

(2) 申請書類

ア 建設工事

(ア) 一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書(建設工事)

(イ) 営業所一覧表

(ウ) 法に基づく許可を受けたことを証する書面の写し

(エ) 総合評定値通知書の写し

(オ) 直近1年の消費税及び地方消費税の納税証明書

(カ) IS09000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

(キ) IS014000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

(ク) 平成15年1月1日から平成16年12月31日までの間に法第28条の規定に基づく営業停止処分を受けた者は、その処分を受けたことがわかる書面の写し

(ケ) 委任状(代理人を置く場合)

(コ) 一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請入力票(建設工事)

イ 測量、建設コンサルタント等業務

(ア) 一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申

請書(測量、建設コンサルタント等業務)

(イ) 営業所一覧表

(ウ) 測量等実績調査書

(エ) 技術者経歴書

(オ) 直近1年の消費税及び地方消費税の納税証明書

(カ) 県税の納税証明書(個人県民税及び地方消費税を除く県税すべてに未納のないことを証する書面で、証明日が平成17年12月1日以降のもの。ただし、主たる営業所が県内のもののみ。)

(キ) 直近1年の事業年度における財務諸表

(ク) 商業登記簿謄本の写し(申請者が法人の場合)

(ク) 営業に関し法律上必要な登録証明書の写し

(コ) 現況報告書の副本の写し

(サ) IS09000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

(シ) IS014000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

(ス) 委任状(代理人を置く場合)

(セ) 測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請入力票

(3) 申請書類等の作成に用いる言語等

ア 申請書類及び添付書類は、日本語で作成すること。

イ 申請書類及び添付書類中の金額については、外国貨幣にあっては、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

(4) 申請書類の提出の方法

申請書は、上記提出時期に持参するか、平成18年1月19日から同月25日までの間に和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課あてに申請書類と返信用封筒(返信先住所・氏名を記入し、切手を貼ったもの)を書留郵便で郵送すること(平成18年1月25日までの消印のあるものが有効)。

(5) 申請書類の提出部数

提出部数は、1部とする。

4 資格の有効期間等

資格認定の日から次期の定期の一般競争入札参加資格に基づく一般競争入札参加資格の認定時までとする。

なお、更新の手続については、後日公示する。

5 平成17年和歌山県告示第1591号(以下「前告示」という。)による有資格者の取扱い

前告示による一般競争入札及び指名競争入札の参加資格を認定された者は、この告示による一般競争入札の参加



資格の申請は必要ないものとする。

和歌山県告示第1593号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成17年12月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 志原地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱14号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱14号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	西牟婁郡	日置川町	日置	中田	2040-24	
2号	"	"	"	"	"	
3号	"	"	"	"	"	
4号	"	"	"	"	"	
5号	"	"	"	蛇原	2039	
6号	"	"	"	"	"	
7号	"	"	"	"	"	
8号	"	"	"	"	"	
9号	"	"	"	"	2039-5	
10号	"	"	"	"	2039	
11号	"	"	"	"	"	
12号	"	"	"	中田	2040-24	
13号	"	"	"	"	"	
14号	"	"	"	"	"	

2 大津呂地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日置川町	皆瀬	笹ノ瀬	347	
2号	"	"	"	"	902-2	
3号	"	"	"	"	904-3	
4号	"	"	"	"	907-1	
5号	"	"	"	横畑	927	
6号	"	"	"	"	927	
7号	"	"	"	"	403-1	
8号	"	"	"	大津呂	389-2	

3 西(1)地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱4号と標柱5号を結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線は県道上初湯川皆瀬線との官民境界とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日置川町	愛川	小串	268	
2号	"	"	"	"	685-1	
3号	"	"	"	"	684-1	
4号	"	"	"	"	254-1	
5号	"	"	"	"	261-1	
6号	"	"	"	"	268-3	

4 西(2)地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱1号と標柱5号を結んだ線は里道との官民境界とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。ただし、昭和30年建設省告示第463号で指定した砂防指定地を除く。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日置川町	愛川	西	284	
2号	"	"	"	"	599-1	
3号	"	"	"	"	599-1	
4号	"	"	"	"	599-1	
5号	"	"	"	"	291	

5 西(3)地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱1号と標柱10号を結んだ線は県道上初湯川皆瀬線との官民境界とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。ただし、昭和30年建設省告示第463号で指定した砂防指定地を除く。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日高川町	愛川	坂本	353-1	
2号	"	"	"	"	345-1	
3号	"	"	"	"	345-6	
4号	"	"	"	"	699	
5号	"	"	"	"	698-1	
6号	"	"	"	"	308-3	
7号	"	"	"	"	689	
8号	"	"	"	"	688-1	
9号	"	"	"	"	688-1	
10号	"	"	"	"	321-1	

6 裕の谷(1)地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日高川町	寒川	宮ノ平	215	
2号	"	"	"	土井東原	2535-1	

3号	"	"	"	"	2535-1
4号	"	"	"	ハザノ谷	191-2
5号	"	"	"	"	190-2

7 砦の谷(2)地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	都市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日高川町	愛川	ハザノ谷	195-4	
2号	"	"	"	土井東原	2535-1	
3号	"	"	"	"	2532-1	
4号	"	"	"	"	2532-1	
5号	"	"	"	"	2532-1	
6号	"	"	"	ハザノ谷	201-2	

和歌山県告示第1594号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年12月20日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指定年月日	道路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2875	海南市且来字大荒田48番1の一部	和歌山市内原937番地の5グリーンハイツヒロ41号 川端俊文	平成17.12.7	5.00	32.14
2861	西牟婁郡上富田町岩田字上岩田2874番1の一部、2874番2の一部	田辺市あけぼの18番6号 紀陽住建株式会社 代表取締役 菅原国男	平成17.12.12	6.0 4.0 4.0	53.64 10.00 20.55
2862	紀の川市貴志川町神戸字貫井139番の一部	和歌山市有本315番地の1 株式会社ロイヤルホームズ 代表取締役 深海純二	平成17.12.12	6.00	70.50

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第12号

地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110

号)第6条第1項の規定による任期を定めた職員(次の要綱において「育児任期付職員」という。)の採用試験を、Ⅲ種相当試験として、次の要綱により実施する。

平成17年12月20日

和歌山県人事委員会事務局長 西 寛

平成17年度第2回和歌山県育児任期付職員採用試験

(Ⅲ種相当)要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務・和歌山	1人程度	教育委員会事務局における給与等支払に関する業務
一般事務・紀中	2人程度	総務関係等の事務又は公立小中学校教職員の給与・旅費等支払に関する業務
一般事務・西牟婁	1人程度	福祉等に関する業務
土木・紀北	1人程度	土木一般・施工・監督等に関する業務
土木・紀中	1人程度	土木一般・施工・監督等に関する業務
林業・西牟婁	1人程度	森林計画及び木材利用事業等林業振興に関する業務
農業・和歌山	1人程度	都市農村交流事業及び農業近代化施設の整備等に関する業務
農業・紀北	1人程度	野菜の栽培技術開発等に関する試験研究業務
学校事務・紀中	2人程度	公立小中学校における学校事務に関する業務
学校事務・東牟婁	1人程度	公立小中学校における学校事務に関する業務

この表の試験区分のうち「和歌山」、「紀北」、「紀中」、「西牟婁」及び「東牟婁」の勤務地は、次表のとおりとする。

勤務地区分表

区分	勤務地の範囲
和歌山	和歌山市、海南市、海草郡
紀北	橋本市、紀の川市、那賀郡、伊都郡
紀中	有田市、御坊市、有田郡、日高郡
西牟婁	田辺市、西牟婁郡
東牟婁	新宮市、東牟婁郡

勤務地及び主な職務内容は、職員の育児休業の取得状況等により変更する場合がある。

2 受験資格

- 昭和24年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人
- 次のいずれかに該当する人は、受験できない。
  - ア 日本国籍を有しない人
  - イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれかに該当する人(準禁治産者を含む。)

3 試験の方法及び内容

試験の方法	内 容
第1次試験	教養試験 択一式 公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験
第2次試験	面接試験 人物、能力、性格等についての個別面接

4 試験の日時、試験地及び合格発表

	日時	試験地	合格発表
第1次試験	平成18年 2月5日 (日) 午後1時 30分	和歌山市 田辺市	平成18年2月中旬に県 庁北別館2階本館連絡 通路に掲示するとと もに合格者に通知す る。
第2次試験	平成18年 2月下旬	和歌山市 田辺市	平成18年3月上旬に県 庁北別館2階本館連絡 通路に掲示するとと もに受験者全員に通 知する。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の交付場所

和歌山県人事委員会事務局  
和歌山県パスポートセンター  
各振興局県民行政部総務課  
海草振興局建設部海南工事事務所  
東牟婁振興局申本建設部総務管理課

(2) 申込用紙の郵便による請求

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手をはったあて  
先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員  
会事務局あて請求すること。

また、和歌山県のホームページの「申請書ダウンロード」から申込書等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

所定の申込用紙(申込書及び受験票等)に必要な事項を  
記入し、写真をはって、和歌山県人事委員会事務局へ郵  
送又は持参すること。

郵送の場合は、封筒の表に「育児任期付職員受験申込み」と朱書し、必ず配達記録郵便又は簡易書留郵便にす  
ること。

(4) 受付期間

平成18年1月6日(金)から平成18年1月18日(水)まで  
(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23  
年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から  
午後5時45分までの間に受け付ける。ただし、郵送の場  
合は、平成18年1月18日(水)までの消印のあるものを受  
け付ける。

(5) 受験票の交付

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を  
交付する。

なお、申込書の記載事項に不備があるときは、受理し  
ない場合がある。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに  
作成される和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登

載され、育児休業取得者が生じる場合に、任命権者から  
の請求に応じて成績順に提示され、その中から採用者が  
順次決定される。採用は、おおむね平成18年4月から開  
始される予定であり、任期は、おおむね8か月以上で職  
員の育児休業期間が限度である。

なお、職員の育児休業の取得状況によっては、採用候  
補者名簿に登載されても採用されない場合がある。

(2) 採用時の給料月額、おおむね次表のとおりであり、  
経歴その他に応じて一定の額が加算される(平成17年12  
月1日現在)。

試験区分	給料月額	一定の額を加算 した場合の上限	適用給料表
農業・ 紀北	137,544円	173,593円	研究職給料表
その他	137,445円	164,854円	行政職給料表

このほか、職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山  
県条例第51号)の定めに従い、扶養手当、住居手当、通  
勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 試験結果の開示について

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例  
(平成14年和歌山県条例第66号)第25条第1項の規定により  
口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又  
は本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等の  
写真付きで公的機関発行のものに限る。)を持参の上、和  
歌山県人事委員会事務局に請求すること。

	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次 試験	第1次試験 不合格者	得点及び順位	合格発表の翌日 から1週間 (土曜日、日曜 日及び国民の祝 日に関する法律 に規定する休日 を除く。)
第2次 試験	第2次試験 受験者	総合得点及び 総合順位	

8 その他

この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員  
会事務局にすること。

公 告

公 告

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律  
(平成14年法律第153号)に基づく認証業務を行うに当た  
り、公的個人認証サービスと和歌山県認証局が発行する自  
己署名証明書(以下「和歌山県知事の自己署名証明書」  
という。)及び公的個人認証サービスブリッジ認証局が発  
行する自己署名証明書(以下「ブリッジ認証局の自己  
署名証明書」という。)のフィンガープリントを次のと  
おり公告する。

平成17年12月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 和歌山県知事の自己署名証明書のフィンガープリント  
和歌山県知事の自己署名証明書に関し、ハッシュ関数  
SHA-1により算出したフィンガープリントは、同表右  
欄に掲げるとおりである。

ハッシュ関数	フィンガープリント			
SHA-1	3584	F0B5	D532	F68B
	AF08	BF9E	292E	439F
	152A	9638		

2 ブリッジ認証局の自己署名証明書のフィンガープリン  
ト

ブリッジ認証局の自己署名証明書に関し、ハッシュ関  
数SHA-1により算出したフィンガープリントは、同表  
右欄に掲げるとおりである。

ハッシュ関数	フィンガープリント			
SHA-1	2DFF	6336	E33A	4829
	AA00	9F01	A180	1EE7
	EBA5	82BB		

注 SHA-1により算出したフィンガープリントは、40桁の  
16進数であり、「0」から「9」まで及び「A」から「F」  
までの文字の組合せで示される。ただし、フィンガー  
プリントを表示するソフトウェアの種類又はバージョン  
により、大文字又は小文字の相違並びに「:」又は  
スペースの付加等表示方法が異なることがある。

## 監査公表

### 和歌山県監査公表第51号

平成17年10月28日付け監査報告第12号の監査結果に基  
づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方  
自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定によ  
り次のとおり公表する。

平成17年12月20日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男  
和歌山県監査委員 築 野 富 美  
和歌山県監査委員 山 田 正 彦  
和歌山県監査委員 坂 本 登

- 1 監査対象機関名 伊都振興局
- 2 監査実施年月日 平成17年10月7日
- 3 監査の結果

#### 県民行政部

県税の収入確保について、平成16年度末における  
収入未済額(個人県民税を除く。)は約8,357万  
円と、前年度に比べ約44万円の増加となっている。

今後とも、継続的な交渉・資産調査等を行い滞納  
者の現況把握に努め、調査結果に基づく厳格な差  
押え、夜間徴収を柱とした積極的な取組を実行す  
るなど滞納整理の強化を図り、県税の収入確保に  
一層努力され、債権管理に努められたい。

また、個人県民税については、滞納整理事務研修  
会や管内市町村と設置した「個人住民税徴収対策  
連絡協議会」などを通じ、関係市町村とより一層  
連携を深め、悪質な案件については地方税法第48  
条に基づき市町村から徴収引継を行うなど協力体  
制の強化を図り、県税の収入確保に努められたい。

#### 健康福祉部

母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、  
平成16年度末で約714万円の未収金となっており、

前年度末に比し約68万8千円の増加となっている。  
今後とも、新規未償還金の発生防止及び貸付時  
における償還指導の徹底を図るとともに、引き続  
き組織的な債権管理に努められたい。

#### 建設部

(1) 土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成16  
年度末現在で約307万7千円となっており、前年度  
と比較し約34万円減少している。

今後とも連帯保証人への督促、法的措置の適用  
等により未収金の回収に努められたい。

(2) 伊都振興局建設部における、平成16年度土木工  
事事業費の繰越額は14億4,300万円で、総事業費に  
対する繰越率は23.2%となっている。

建設部の総事業費は毎年減少しており、これと  
ともに繰越額も減少しているが、繰越率について  
は前年度に対し3ポイントを上回るなど依然とし  
て高い数値を示している。縮減を確実にするため、  
なお一層の改善に取り組みられたい。

#### 4 監査の結果に基づき講じた措置

##### 県民行政部

県税収入を確保するため、平成16年度に引き続  
き伊都地域県税徴収対策本部を設置し、徴収目標  
及び行動目標の設定と進行管理の徹底等の徴収対  
策を実施している。

特に、収入未済額が前年度に比べ約198万円増加  
している自動車税の徴収対策として、厳格な差押  
え、計画的な夜間徴収を積極的に実施するなど滞  
納整理の強化を図り、収入未済額の縮減に努めて  
いる。

また、収入未済額の割合が約50%を占める個人  
県民税については、関係市町との連携の下、共同  
で納税催告文書を発付する共同催告等「共同事業」  
の実施、悪質な案件を県が徴収引継ぎを受けるこ  
とによる「直接徴収」の実施に取り組むなど、よ  
り一層の協力体制強化に努めています。

##### 健康福祉部

新規未償還金の発生防止のため、貸付申請時の  
審査の徹底、申請者と連帯借主、連帯保証人の同  
席面接による償還義務の周知徹底、無理のない貸  
付金額の指導等を行なっています。

また、未納者については、早期からの文書・電  
話・訪問による督促や、連帯保証人への接触を行  
うとともに、特別に償還強調月間を設ける等、償  
還指導に努めています。

##### 建設部

(1) 「家賃滞納者に対する措置マニュアル」に沿っ  
て、電話督促や夜間徴収、保証人との接触等、あ  
らゆる方法を組み合わせた滞納整理に努め、未収  
金の更なる削減に取り組んでいます。

(2) 毎月定期的に進行管理会議を開催し、進行状況  
の確認を行っています。

特に、発注計画との差をチェックし、各事業に  
おける問題点の早期発見、解決を図り、予算の効  
率的な執行を行い、繰越額のなお一層の縮減に取  
り組んでいます。

- 1 監査対象機関名 和歌山県立医科大学附属病院紀北  
分院
- 2 監査実施年月日 平成17年10月7日

3 監査の結果

病院使用料等の未収金については、新規発生の未然防止など徴収等に鋭意努力されているが、平成16年度末の未収金は約867万円と前年度より約74万円増加している。

今後とも未収金縮減に向けて組織的な取組を実施し、法的措置も視野に入れた債権管理に努められたい。

4 監査の結果に基づき講じた措置

未払い患者の管理と早期徴収を心掛け、文書・電話・訪問等による納入督促を行うとともに、市町村の高額療養費受領委任払制度の活用等による種々の救済制度について教示を行いました。さらに、病棟との連携や事前相談を受けたり、退院時に支払いができない患者からは、必ず納入誓約書を徴しています。

また、法的措置につきましては、本課及び本院とも協議を行いながら、債権管理の対応に努めたいと思います。

諸 報

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成17年12月20日

和歌山県和歌山北警察署長 小 松 建 二

物件(種別及び数量)	拾 得 年 月 日	拾 得 の 場 所
現金11万円 (封筒に在中)	平成17年11月19日	和歌山市平井 (施設内)